

国立大学法人千葉大学建設コンサルタント選定委員会規程

〔平成23年4月1日〕
改 定
事務局 長 決 裁

(設 置)

第1条 国立大学法人千葉大学の建設工事に係る設計・調査等の業務を、プロポーザル方式によって、建設コンサルタントに発注しようとする場合において、技術的に最適な者の選定について審議するため、建設コンサルタント選定委員会（以下「委員会」という）を置くものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、契約担当役の諮問に応じて、次の事項を審議するものとする。

- 一 技術提案書の提出を求める者の選定
- 二 技術提案書を特定するための評価基準
- 三 技術提案書の特定
- 四 その他契約担当役が必要と認めた事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の役職にある者をもって組織するものとする。

- 一 施設環境部長
- 二 案件により建築環境課長または設備環境課長
- 三 学識経験者 1名
- 四 学外関係者 2名

(委 員 長)

第4条 委員会には、委員長を置き、施設環境部長をもって充てるものとする。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(会 議)

第5条 委員会は、委員の3分の2の出席がなければ議事を開き、議決をすることができないものとする。

- 2 委員会は、出席委員全員一致により、議事を決するものとする。

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができるものとする。

(そ の 他)

第7条 その他必要な事項については、その都度、委員会が定めるものとする。

(事 務)

第8条 本委員会の事務は、施設環境部施設企画課があたるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成23年4月1日から施行する。